**免許証返納、高齢者運転免許証自主返納支援事業**

**手続きの流れ**

**１ 免許証返納手続き**



○受付場所

　　朝倉警察署1階　交通課

　　県内各運転免許試験場

○受付時間

月曜日～金曜日(祝日、休日は除く)の午前９時～午後４時

○申請時に必要なもの

運転免許証

○問合せ

朝倉警察署 交通課 ℡２２－０１１０

※免許証返納手続きができるのはご本人様に限ります。

**１**の手続きで、『申請による運転免許証の取消通知書』『取り消しとなった運転免許証』を受け取ります。

　　　※『申請による運転免許証の取消通知書』は再発行ができないため、大事に保管して下さい。万が一紛失された場合、公安委員会に申請することで発行される『運転経歴証明書』（有料）での申請も可能です。

**２ 高齢者運転免許証自主返納支援事業手続き**



○受付場所

　　市役所本庁市民課戸籍住民係

朝倉・杷木支所市民窓口係

○受付時間

月曜日～金曜日(祝日、休日は除く)の８時３０分～１７時１５分

○申請時に必要なもの

①申請による運転免許証の取消通知書

②取り消しとなった運転免許証

○問合せ

市防災交通課 交通対策係(０９４６－２２－１１１１内線１０９)

※代理人による申請も可能です。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要となります。



**２**の手続きで、コミュニティバス等の回数券または路線バスIC乗車カードのどちらかを受け取ります。

※代理人による申請の場合、後日ご本人様宛に郵送いたします。

以上で手続きは終了です。